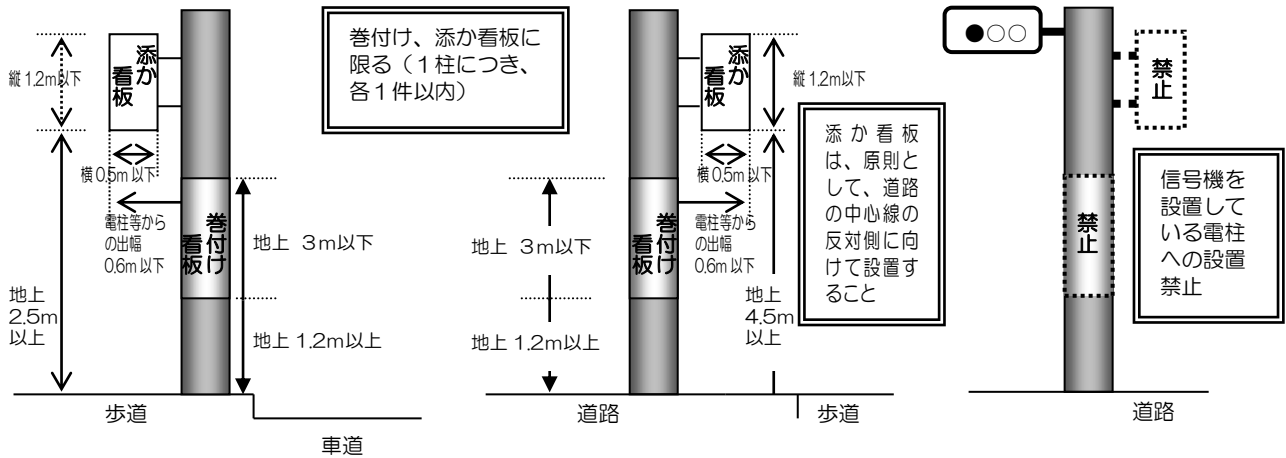


電柱を利用するもの [第1種禁止地域内の設置は禁止する]



■歩道と車道の区別のある道路
(片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合を除く)

■歩道と車道の区別のない道路及び片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に添か看板を設置する場合

■信号機を設置している電柱

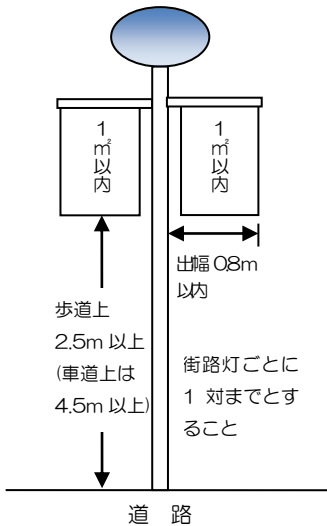
地色は、マンセル値による無彩色又は彩度 2.0 以下かつ、明度 8.5 以上とし、使用できる色の数は1色とすること。ただし、公共案内広告物（道路名称又は町名地番表示）を表示する部分の地色は、マンセル値 G 又は GY に属する色を使用することができる

街灯柱を利用するもの

[第1種禁止地域内の設置は禁止する]

■つり下げ旗

■添加看板、巻付け看板



一の柱につきそれぞれ1件以内とすること

○添加看板
・縦1.2m以下、横0.5m以下とし、出幅は0.6m以下とすること
・下端は、地上2.5m以上(車道上は4.5m以上)とすること

○巻付け看板
高さは、地上1.2m以上3m以下とすること

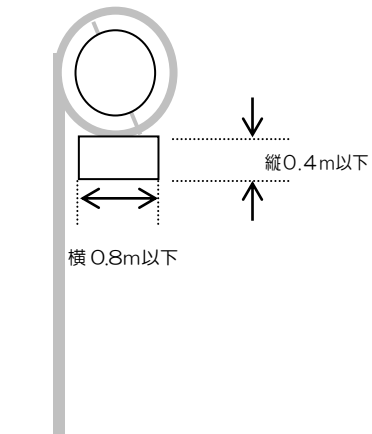
・同一道路では、位置、形状、規模を統一すること

※市長が特に認める場合は、この基準によらないことができます。

標識柱（道路標識を除く）を利用するもの

[第1種禁止地域内の設置は禁止する]

例：消火栓標識柱

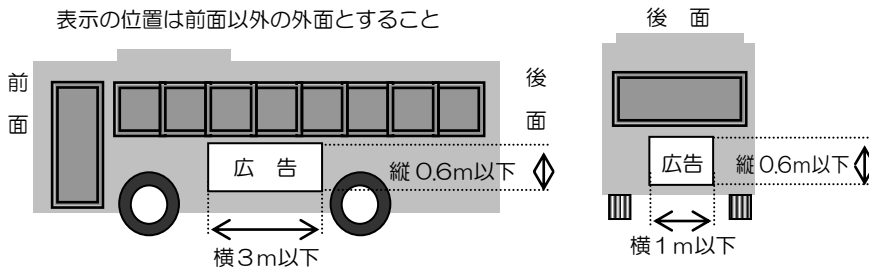


・蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は使用しないこと
・一の標識につき1件とすること
・地色は、マンセル値による無彩色又は彩度 2.0 以下かつ、明度 8.5 以上とし、使用できる色の数は1色とすること

電車、自転車等移動するものの外面を利用するもの

《路線バスでラッピング以外のもの、自動車等》

表示の位置は前面以外の外面とすること



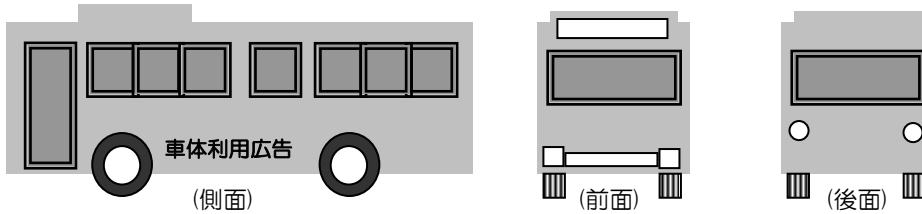
■側面表示

- ・縦0.6m以下、横3m以下とする
- ・一の側面についての表示面積の合計は、1.8㎡以内とすること

■後面表示

- ・縦0.6m以下、横1m以下で1件とすること

《電車、路線バスでラッピングのもの》



【表示の位置、色彩、意匠等】

- 電車の表示面積の合計は、車体各面の10分の1以下とし、屋根には表示しないこと。
- 路線バスでラッピングのものは以下の基準によること。
 - ①表示の位置は前面以外の外面とすること。
 - ②車体の窓下外面の図柄の面積は、当該外面の面積の2分の1以下とすること。
 - ③車体の窓上における表示は、地色1色とすること。
 - ④地色はマンセル値R、RP、YR又はYに属する色については彩度5以下とし、その他の色については彩度3以下とすること。
 - ⑤タイヤ及びホイールには、表示をしないこと。
- 1車体につき1広告とすること。

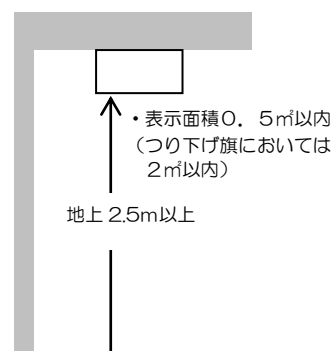
【交通安全】

- 車体の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
- 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。
- 電光表示装置の表示は禁止。

広告塔、広告板に類するもの

■アーケード

- ・同一商店街では、位置、形状、規模を統一すること

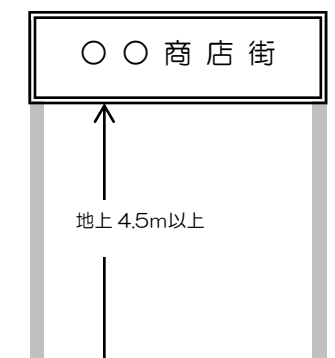


※市長が特に認める場合は、この基準によらないことができます。

■アーチ

(道路を横断して設置する場合)

- ・特定の商品名は表示しないこと

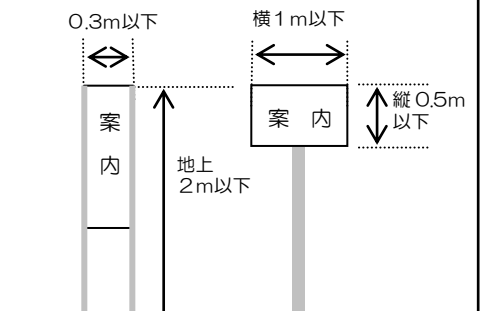


道路

■案内板

○広告塔に類するもの

○広告板に類するもの



- ・同一の場所に2以上のものを設置する場合は総合案内板とし、一のものの表示面積は、縦(横)3m以下、横(縦)1.5m以下とすること